令和８年 11 月６日

関係機関・労働団体
経営者団体・業界団体等の長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70％以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、足元の状況をみますと、神奈川県内における年間総実労働時間（令和７年）は 1,916 時間（全国 1,926 時間）、週労働時間 40 時間以上の労働者に占める週労働 60 時間以上の労働者の割合（令和７年）は 7.5％（全国 7.7％）であり、依然として長時間労働の実態が認められ、年次有給休暇取得率（令和６年）は 66.8％（全国 66.9％）となっており、政府目標には及ばない状況にあります。

このようなことから、神奈川労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）

・ 経営トップによるメッセージの発信
・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
・ ノー残業デーの設定
・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　　等

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）

・ 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
・ パレット等の活用
・ 十分な納品リードタイムの確保
・ 運送を考慮した出荷時刻の設定　等

3　自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

神奈川労働局長

神労発基1106第1号
令和８年11月６日

関係機関・労働団体
経営者団体・業界団体等 } の長　殿

神奈川労働局長

11月の「過労死等防止啓発月間」・「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

また、大企業・委託事業者による取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「「しわ寄せ」を防止するため、毎年11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付けています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月９日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、過重労働解消に係る相談等を積極的に受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル（※）」などを行います。

つきましては、別添を参考に、広報誌やホームページへの記事の掲載やメールマガジンの配信等につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添につきましては、ホームページへのリンクを貼り付けた電子データをお送りさせていただきますので、メールで御連絡いただけましたら幸いです。

同封いたしましたリーフレット等につきましては、部数に余裕がございますので、御連絡いただけましたら送付させていただきます。

おって、ホームページに掲載等いただいた場合には、御一報いただけると幸甚に存じます。**メールアドレス**　kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

（※）令和８年11月２日（月）から11月６日（金）を受付集中期間とし、相談体制を強化して無料で相談を受け付けています。なお、受付集中期間以外も平日については通常の相談窓口を通年で設置しています。　https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

○過労死等防止に関する特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html

○「しわ寄せ」防止特設サイト
※リーフレット等の電子媒体を以下のサイトに掲載しています。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

神奈川労働局労働基準部監督課（担当：合田）
〒231－8434 横浜市中区北仲通５－５７　電話　０４５－２１１－７３５１
神奈川労働局雇用環境・均等部企画課（担当：中尾）（「しわ寄せ」に関して）
〒231－8434 横浜市中区北仲通５－５７　電話　０４５－２１１－７３５７

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月9日（月）に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【取組概要】

1　国民への周知・啓発

○　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催　**11月9日（月）13：30～16：30**

（※参加無料、詳細や申込は以下ホームページを参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html

○　ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2　過重労働解消キャンペーン（詳細は下記の特設ページを参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

○　**過重労働相談受付集中期間**　**11月2日（月）から11月6日(金)**まで

（11月3日（火）（祝）は除く）

神奈川労働局・最寄りの労働基準監督署（開庁時間　平日8：30～17：15）

○　**過重労働解消相談ダイヤル**　**11月7日（土）9：00～17：00**

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）

上記期間中は体制を強化し、労働基準監督官が相談に対応します。

※集中期間以外も平日8：30～17：15の開庁時間で労働相談に対応しております。

○　**労働条件相談ほっとライン**【委託事業】※集中期間以外も通年で実施しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

電話番号：０１２０－８１１－６１０（フリーダイヤル）

労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）

○　**過重労働解消のためのセミナー**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～12月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」、オンラインにより「特別企画：業務効率化セミナー」（委託事業）を実施します。

https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付
SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!



大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このパンフレットには、他の事業主との取引において、
長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を
行わないように配慮する必要があること(労働時間等設定改善法)や、
受託中小企業振興法に基づく「振興基準」、中小受託取引適正化法等に
違反のおそれのある**不当な行為の事例集**
(いわゆる「べからず集」)等をまとめています.

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

「しわ寄せ」防止総合対策についてはこちら
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

長時間労働につながる
取引慣行を
見直しましょう!!



ダメ!
短納期発注!!



他の事業主との取引において、
長時間労働につながる短納期発注や
発注内容の頻繁な変更を行わない
よう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、
他の事業主との取引を行うに当たって、
次ような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

❶週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
❷発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
❸発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、「労働時間等設定改善法」(※1)と「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」(※2)に規定されています。



※1　「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにする法律です。

労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)

(事業主等の責務)

第2条　1～3(略)

4　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、**著しく短かい期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上の必要な配慮をするように努めなければならない。**

※2　「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、事業主等が労働時間の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものであって※1に基づく指針(告示)です。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示108号)(抄)

2　事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1)～(3)(略)

(4)　事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることになりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に等取り組むに当たっては、個々の事業主の努力でけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、**事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、**例えば、**次のような事項について配慮すること。**



イ　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を測ること。

ロ　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する中小受託取引適正化法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案について、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)まで

CASE 1 代金の未払い・支払遅延

- ●支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- ●取引先の事務処理手続きが遅れたことを理由に支払日に支払われなかった。
- ●納品後の受入れ検査に時間がかかったため、締日に間に合わず、支払が翌月回しになった。
- ●取適法の対象取引において、支払い期日が60日以内にも関わらず、支払い期日が経過しており、資金繰りが厳しい。



CASE 2 買いたたき

- ●取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、発注単価を一方的に引き下げられた。
- ●発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- ●取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- ●急ぎの品ということで、土日なく作業をして仕上げたが代金は通常のままだった。



CASE 3 代金の減額・値引き

- ●発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。
- ●「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。
- ●原材料価格が下落したために受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。



CASE 4 価格交渉・一方的な代金決定

- ●人件費等の増加分を発注価格に盛り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じない。
- ●代金の引き上げについて協議を求めたが、回答を引き延ばされ、協議に応じない。
- ●相手方から代金の引き下げを要請され、引き下げの理由の説明を求めても、具体的な理由の説明や根拠資料の提供がなく、一方的に代金が引き下げられた。





こんな悩みを抱えていたら、取引かけこみ寺へご相談を！

地方公共団体における官公需（契約・取引）に関する相談があった場合には、該当する地方公共団体の相談窓口を紹介いたします。

CASE 5 不当なやり直し

- ●発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず、受注代金は変更されなかった。
- ●納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- ●検査基準の明示がないまま不良品とされ、手直しをさせられた。



CASE 6 不当な受取拒否・返品

- ●在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良返品となるのかわからない。
- ●発注品のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



CASE 7 不当な経済上の利益提供

- ●量産終了から一定期間が過ぎた後に、長期間発注を行わないで、無料で金型、木型等の型・治具を保管させられた。
- ●貨物運輸を委託している相手に取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



CASE 8 知的財産権の侵害

- ●図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。
- ●WEBデザインの制作を受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまった。
- ●試作品の製造を発注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。



中小企業 **小規模事業者** **フリーランス** の皆さん

取引上の悩み抱えていませんか？

代金の未払い
支払遅延

不当な経済上の
利益提供

代金の減額
値引き

買いたたき

不当な
やり直し

不当な
受取拒否

価格交渉
一方的な代金決定

知的財産権
の侵害

官公需

不当な返品



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料　全国48か所
秘密厳守　匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日 9：00~12：00 / 13：00~17：00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

中小企業庁 中小企業庁委託事業　（公財）全国中小企業振興機関協会

無料相談

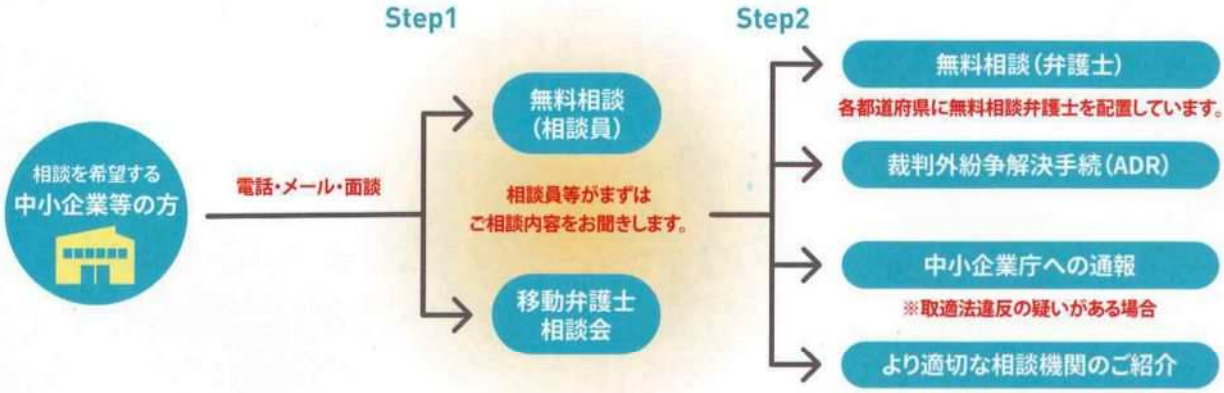
全国48か所に設置された「取引かけこみ寺」では、中小企業等の取引上の悩みの相談に企業間取引や取適法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が**無料**で相談に応じています。
秘密は厳守します。
悩みが大きくなる前にお近くの「取引かけこみ寺」にまずはご相談ください。



- ●相談は、業種を問わず、中小企業等の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、お話を伺います。
- ●相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。トラブルの相手先への連絡も当然いたしません。
- ●匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。
※悩みの相談に対して助言等を行いますが、相談者に代って手続、対応は行いません。

相談の流れ



取引かけこみ寺 一覧

相談無料/全国48か所/秘密厳守/匿名相談可能

フリーダイヤル **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-4256-3502
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-783-4440	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構	025-384-0857	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-0311
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
中小企業庁

中小企業・小規模事業者の皆様へ

令和8年1月1日から、「 下請法 」が変わりました！

中小受託

下請法 → 取引適正化法 へ

手形払い 禁止

振込手数料の受注者負担 禁止

協議に応じない一方的な価格決定 禁止

- 電子記録債権（でんさい）等による支払も、納品日から60日以内に代金満額を受け取れない場合は違反です
- 運送事業者の方は、荷主と運送事業者の取引も保護対象になりました
- 従業員数が一定数を超える発注者との取引も保護対象となりました（例：発注者が300人超、受注者が300人以下）
- 公正取引委員会・中小企業庁だけでなく他の省庁も発注者に対し指導・助言ができるようになりました
- 「下請」という用語がなくなりました
 「親事業者」→「委託事業者」「下請事業者」→「中小受託事業者」

法改正の詳細は、公正取引委員会・中小企業庁ホームページを御確認ください。

公正取引委員会　中小企業庁

(R8.10)